

標 題：

シンガポール籍船舶に対する
無線方向探知機の搭載免除の件

NKテクニカル インフォメーション

No.： 209

Date：平成9年2月28日

関係 船主・造船所 各位

無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載に関する要件及び特定の条件の下におけるその免除に関する規定が1974年SOLASの1988年改正第V章12規則(p)及び(q)に定められております。

今般、シンガポール政府当局 Maritime and Port Authority より、2台のGPS受信機が備えられている事及び貨物船安全無線証書の失効日を示す本会の報告書を添え、船主殿から政府当局に申込むことにより、政府当局がこの無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載を免除し、免除証書を発行する旨通知がありました。

今回の政府当局の決定により、船主殿からの文書による要請により、本会は必要な検査を実施し、この報告書を発行することといたしますので、お知らせいたします。詳細は、本会の各支部又は事務所にお問い合わせください。

なお、シンガポール政府当局の発行した免除証書は、その後本会により実施される定期的な貨物船安全無線検査で免除の条件が満たされていることが確認されれば、本会により更新されます。

以 上

お問い合わせ：材料艀装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。